

議案第30号関係資料

住民自治関係事業の取扱いについて

平成 15 年 11 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式2)

行政制度等の調整方針(案)

(28) 住民自治関係事業

市民生活専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 集会所等整備支援事業	<p>【補助制度】</p> <p>集会所類似施設建設費補助金 建設費の一部を補助(限度額99万円)</p> <p>建築面積1㎡につき1万円</p> <p>集会所類似施設整備費補助金 設備購入費や営繕費の一部を補助</p> <p>設備購入費</p> <p>6万円以上10万円未満 3万円 10万円以上 5万円</p> <p>営繕費</p> <p>10万円以上20万円未満 6万円 20万円以上 10万円</p> <p>【貸付制度】</p> <p>集会所類似施設建設資金貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設資金の75%かつ700万円が限度(10年償還) ・貸付原資は秋田県市町村振興資金 ・集会所類似施設建設費補助金を受け町内会等が対象 	<p>【補助制度】</p> <p>町内集会所施設建築事業補助金 町内集会所施設(数町内協同事業の場合も含む)1ヵ所限り、限度額100万円</p> <p>建築面積が30㎡未満 10万円 建築面積が30㎡以上50㎡未満 20万円 建築面積が50㎡以上65㎡未満 40万円 建築面積が65㎡以上80㎡未満 60万円 建築面積が80㎡以上130㎡未満 80万円 建築面積が130㎡超 100万円</p>	<p>【補助制度】</p> <p>地域コミュニティ施設建設費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設費の一部を補助(補助率1/2、限度額150万円) 	<p>1市2町で補助制度の内容が異なる。 また、建設資金貸付金については、秋田市だけが実施している。</p>	<p>平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。</p>
2 防犯灯設置	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会等からの防犯灯設置申請に基づき、市が設置(年間330灯程度) ・電気料金などの維持管理費は申請者負担 ・設置基準 市街地においては電柱2本につき1灯の設置が目安 設置する防犯灯は40ワット水銀灯とする。 設置する防犯灯は新設に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設に係る費用の1/2を補助(設置主体は町内会) ・新設経費のうち、電柱の建柱費用は除く。 ・維持管理費については、設置者にて負担 ・集落外については、町で設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・新設に係る費用全額を補助(設置主体は町内会) ・新設経費のうち支柱に関する費用を除く。 ・維持管理費については、設置者にて負担 ・白熱灯から水銀灯への切替工事は、工事費の1/2を補助 	<p>防犯灯の設置に対する支援内容が異なる。</p>	<p>平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
3 防犯灯(街灯)の維持管理に関する助成	<p>防犯灯電気料助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯を維持管理している町内会等に対しその電気料金の一部を助成 ・助成額は、年間電気料金の80%を限度とする。 <p>灯具交換・補修費助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯を維持管理している町内会等に対しその交換、補修に係る費用の一部を助成 ・助成額は、町内会等が4月1日現在で管理する灯数が1灯～60灯では1灯あたり800円以内、61灯以上では1灯あたり400円以内 	未実施	<p>維持管理費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀灯 1灯につき 3,500円を補助 ・白熱灯 1灯につき 700円を補助 (いずれも電気料相当分) <p>修理費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1箇所の修理費が5,000円以上要した場合、超過分を補助 ・白熱灯は補助対象としない。 	1市2町で助成内容等が異なる。	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。
4 防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興課内に秋田市中央防犯協会の事務局を置き、警察や関係団体と連携しながら啓発等、防犯活動を推進 ・秋田県防犯協会連合会对し、市が負担金を拠出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河辺町防犯協会に対し活動資金を補助している。 補助金額270,000円 (H15年度) ・秋田県防犯協会連合会对し、河辺町防犯協会が負担金を拠出している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雄和町防犯協会に対し活動資金を補助している。 補助金額110,000円 (H15年度) ・協会所属4支部への活動費補助金として1支部15,000円を補助 ・秋田県防犯協会連合会对し、雄和町防犯協会が負担金を拠出している。 	秋田市は中央防犯協会の事務局を課内に置き、関連事務を直接実施。河辺町、雄和町はそれぞれの防犯協会に対し事業費補助を行っているが、事務は各役場が行っており、補助額にも格差がある。今後、17年度に東署の開設が予定されており、防犯協会の構成も未定であることから、支援・運営等について見極めが必要である。	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
5 暴力団組織壊滅追放運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興課内に暴力団壊滅秋田市協力隊の事務局を置き、暴力追放意識の啓発、情報提供を実施 ・関係機関および各種団体が行う暴力追放活動の支援等を実施 ・地区追放協議会と連携し、デモ行進やシュプレヒコールなどの市民運動に協力 ・暴力追放運動助成金 市民運動を支援するため秋田地区暴力追放協議会および秋田市北部地区暴力追放協議会に対し、活動費の一部を助成 ・財団法人暴力団壊滅秋田県民会議に3,500千円を出捐 財団の業務内容 <ul style="list-style-type: none"> ・裁判関係費用、暴力団の被害を受けた応急的な費用、暴力団の賃借関係で契約が解除された場合の補助費用等として運用益を充当 ・基金は、県が4億円、市町村が7千万円、民間が1億円、計5億7千万円 	<p>町による直接的な取り組みはない。 (防犯協会が暴力団壊滅秋田県民会議に参加し、活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人暴力団壊滅秋田県民会議に298千円を出捐 	<p>町による直接的な取り組みはない。 (防犯協会が暴力団壊滅秋田県民会議に参加し、活動)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財団法人暴力団壊滅秋田県民会議に246千円を出捐 	秋田市だけが直接的な暴力団追放運動を行っている。	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。
6 地縁団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第260条の2に基づく法人格付与の認可および証明等の事務 平成14年度末までに認可した団体は56団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第260条の2に基づく法人格付与の認可および証明等の事務 平成14年度末までに認可した団体は20団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第260条の2に基づく法人格付与の認可および証明等の事務 平成14年度末までに認可した団体は13団体 		合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
7 テレビ難視聴地域解消事業	<p>・テレビ難視聴解消のため、市が事業主体となって共同受信施設を設置する。</p> <p>(実施方法) 県補助事業(テレビ難視聴地域解消事業費補助金)を活用し、県、市、受益者が1/3ずつ費用を負担する。</p> <p>・整備箇所数 11箇所</p>	<p>・テレビ難視聴解消のため、町が事業主体となって共同受信施設を設置する。</p> <p>(実施方法) 県補助事業(テレビ難視聴解消事業費補助金)を活用し、県、町、受益者が1/3ずつ負担費用を負担する。</p> <p>ただし、河辺町テレビ共同受信施設設置事業費分担金徴収条例に基づき、受益者個人の分担金は7万円を超えないものとしており、町で相応分を負担している。</p> <p>・整備箇所数 6箇所</p>	<p>・テレビ難視聴解消のため、町が事業主体となって共同受信施設を設置する。</p> <p>(実施方法) 県補助事業(テレビ難視聴解消事業費補助金)を活用し、県、町、受益者が1/3ずつ費用を負担する。</p> <p>ただし、特殊なケースとして地理的要件(山間部地帯で世帯が拡散している場合)などで設置費が高む場合、町で相応分を負担している。</p> <p>共同受信組合で管理する施設が災害等により復旧が必要となった場合、工事費の1/2以内の額を補助する。</p> <p>補助要件:復旧工事費が20万円以上の補修で1戸当たりの負担割合が2万円を超えた場合</p> <p>・整備箇所数 県補助活用施設 3箇所 NHK関連施設 3箇所 空港関連施設 4箇所</p>	秋田市を除く2町は、受益者の費用負担増の一部を町が負担している。	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。
8 コミュニティセンターの施設整備	<p>・地域住民の要望に基づくコミュニティセンターの建設</p> <p>・既存施設の延命や利用者の利便性向上を図るための改修、施設整備など</p> <p>・施設数 整備済 16館 建設中 1館</p> <p>コミュニティセンターは、原則として小学校区または中学校区に1館の整備を基本とするが、施設を中心とする半径1キロメートル、時間にして徒歩15分の範囲が、他のコミュニティ施設(地域センター、公民館等)と重複せず、かつ、その圏内の居住人口が8千人以上であることを一つの目安としている。</p>	<p>・地域住民の要望に基づくコミュニティセンターの建設</p> <p>・既存施設の延命や利用者の利便性向上を図るための改修、施設整備など</p> <p>・施設数 整備済 1館</p>	該当なし		平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調 整 方 針 (案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 コミュニティセンターの管理運営	<p>施設の維持管理 光熱水費・保守管理・修繕等は全額市負担 管理方法 受付など管理業務に従事する職員を市が雇用し対応している(平日の日中に勤務する管理人、夜間休日に勤務する警備員)。 運営委員会と連携し実施</p> <p>コミュニティセンターは、会議室、和室、多目的ホールなどを有する1,000㎡程度の施設で、地域自治活動やサークル活動などさまざまな地域活動の場として、年末年始を除く毎日、午前9時から午後9時まで無料で利用できる。</p>	<p>施設の維持管理 光熱水費・保守管理・修繕等は全額町負担 管理方法 平日は支所職員で受付などの管理業務をし、夜間休日は、宿日直代行業員を雇用している。</p> <p>コミュニティセンターは、大広間、和室、調理実習室を有し、午前9時から午後10時まで有料で使用できる。(町民利用時は減免)</p>	該当なし	<p>施設の夜間の管理については、秋田市が施設による管理であり夜間は無人となる。 河辺町は宿直員を配置しての有人管理となっており、また、利用可能時間も河辺町が1時間長い。</p>	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。
10 地域センターに関すること	<p>施設の維持管理 光熱水費・保守管理・修繕等は全額市負担 地域センターの分掌事務 ・地域自治活動の振興に関すること ・地域住民団体の育成援助に関すること ・戸籍、印鑑証明等の交付又は取次ぎ及び事務の連絡に関すること ・公聴及び市民相談に関すること</p> <p>地域センターは13地域に設置され、所長1名、技能技師(庁務員)1名、非常勤嘱託職員1名の3名体制で、地域振興の場として施設の開放もしている。</p>	該当なし	該当なし	現在、地域センターに係る事務は秋田市のみ行っている。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 住居表示	町並みが形成されているが、地番が順序よく並んでいないなど住所がわかりにくい地域について、地域要望に基づき実施する。 ・住居表示の実施(住居表示準備事業、住居表示整備事業) ・住居表示実施証明書の発行 ・住居表示実施区域内における新築、改築された建築物の住居番号の決定(住居表示番号決定事務) ・実施率 市街化区域の約77%(H15末)	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
12 住居表示審議会	・市長の諮問に応じ、合理的な住居表示制度の実施について審議し、市長に答申する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
13 街区表示板更新事業	住居表示実施から30年以上経過し老朽化した街区表示板を更新する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。
14 町名地番整理	・宅地造成による住宅団地の開発行為の時点で、将来において明らかに住居表示の整備を要するものとなる住宅団地について、先行的に町名および地番を整理する。 ・町名整理の方法は、地方自治法第260条の規定に基づく町字区域の変更等の処分による。	未実施	未実施	秋田市のみ実施している。	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 コミュニティセンター 類似施設の管理運営 (その1)	該当なし	<p>戸島ふるさとセンター</p> <p>【目的】 戸島地区のコミュニティの充実と振興を図り、生きがいのある安定した生活ができること</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理 ・管理人等の人的経費については、地元、戸島町内会に委託 ・その他修繕、光熱水費等の維持管理費は町負担 ・年間管理委託料 1,200,000円 <p>ふるさとセンターは、大広間、和室、調理実習室を有し、午前9時～午後9時まで無料で使用できる。</p>	<p>基幹集落センター</p> <p>【目的】 地域住民の産業振興コミュニティづくりを推進するための総合施設</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理 ・施設内容：婦人集会室、老人集会室 午前9時から午後9時まで使用可 (有料、ただし、減免規定有り) <p>長者やま荘</p> <p>【目的】 住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、社会教育の振興および社会福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の維持管理 運営および管理は、施設が所在する鹿野戸自治会に管理委託、同地区自治会長に使用料収納事務を私人委託 ・年間管理委託料 204,000円(月額17,000円) ・施設内容：和室、会議室 午前9時から午後9時まで使用可 (有料、ただし、減免規定有り) 	<p>戸島ふるさとセンターは、有人管理に相当する部分のみ設置場所の町内会に委託し、その他光熱水費、修繕等については町の負担。</p> <p>基幹集落センターは、大正寺支所内にあり、支所で管理している。</p> <p>長者やま荘は、地元自治会に有償委託している。</p> <p>山村交流センター、農林漁家婦人活動施設、多目的研修集会施設は地元自治会に無償で管理委託している。</p> <p>ふれあい交流館かわべは、駅舎機能を含め、町が管理しているが、複合施設のため管理の一本化が困難</p>	<p>河辺町の戸島ふるさとセンターおよび雄和町の長者やま荘はコミュニティ施設と位置づけ、貸館に係る業務を地元委託することを基本とする。</p> <p>雄和町の基幹集落センターと、河辺町のふれあい交流館かわべのうちふれあい交流室については、コミュニティ施設と位置づけ、市が現行どおり管理を行う。</p> <p>また山村交流センター、農林漁家婦人活動促進施設、雄和町多目的研修集会施設については、集会所と位置づけ、地元自治会に無償で維持管理を委託する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 コミュニティセンター 類似施設の管理運営 (その2)		<p>ふれあい交流館かわべ</p> <p>【目的】 駅舎との複合施設として、町民生活に関する情報の提供および生涯学習の振興並びに町民の交流を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理 施設内容 ふれあい交流室、観光情報ホール(待合室)、ギャラリー(待合室)、自由通路、JR施設、ふれあい広場 利用時間 ふれあい交流室(午前9時~午後7時30分、毎週火曜日及び12月29日~1月3日休館)、観光情報ホール、ギャラリー、エレベーター(午前6時30分~午後7時30分)、自由通路(常時開放) 使用料 ふれあい交流室又はギャラリー、観光情報ホールを占用して使用の場合、使用料を徴収する。 ふれあい交流室(4時間まで4,200円、以後1時間当たり1,050円)、ギャラリー、観光情報ホール(1日各210円) (減免規定有り) 管理形態 町が個人(3名)に管理業務を委託 施設の維持費(光熱水費等)は町負担 	<p>山村交流センター</p> <p>【目的】 地域の農林業を振興し、地域住民の交流促進および福祉向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 碓田自治会の集会施設として、維持管理を委託(単年契約で更新) 町は、施設の火災保険料のみ負担 <p>農林漁家婦人活動促進施設</p> <p>【目的】 地域の農林漁業を振興し、地域住民の交流促進および福祉向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 菅ヶ沢自治会の集会施設として、維持管理を委託(単年契約で更新) 町は、施設の火災保険料のみ負担 <p>多目的研修集会施設</p> <p>【目的】 地域の農林漁業を振興し、地域住民の交流促進および福祉向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中ノ沢自治会の集会施設として、維持管理を委託(単年契約で更新) 町は、施設の火災保険料のみ負担 		

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
16 コミュニティ助成事業	<p>【助成対象】 市内16コミセン運営委員会</p> <p>【助成目的】 健全なコミュニティの育成発展を図るため、コミュニティ活動を行う団体に対し助成する。</p> <p>【財源】 (財)自治総合センターの宝くじ委託事業収入を財源に助成(宝くじ委託事業収入を財源とした100%補助)</p> <p>昭和57年度から継続実施</p>	<p>【助成対象】 岩見三内地区コミュニティ</p> <p>【助成目的】 健全なコミュニティの育成発展を図るため、コミュニティ活動を行う団体に対し助成する。</p> <p>【財源】 (財)自治総合センターの宝くじ委託事業収入を財源に助成(宝くじ委託事業収入を財源とした100%補助)</p> <p>平成13年度単年実施</p>	<p>【助成対象】 新波自治会</p> <p>【助成目的】 コミュニティ組織による植樹およびその維持管理を中心とした緑化推進活動に要する経費を助成する。</p> <p>【財源】 (財)自治総合センターの宝くじ委託事業収入を財源に助成(宝くじ委託事業収入を財源とした100%補助)</p> <p>平成15年度単年実施</p>		平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。